

事務連絡
令和2年5月22日

各指定管理者の長 様
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部
まちづくり局公園緑地課長

県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

昨日開催された第17回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、別添1のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の内容が改定されましたので、お知らせします。

本方針を踏まえ、下記のとおりご対応をお願いします。

なお、5月22日までの間については、5月15日付け事務連絡のとおり引き続きご対応をお願いします。

記

1 施設

県立都市公園の各施設（スポーツジムを除く）については、感染防止対策等を実施した上で順次開放する。（今回新たに開放することとなった施設については、5月23日（土）以降、順次開放）

2 イベント等

5月31日（日）までの間、以下のとおり対応する。

(1) イベント等

ア 考え方

以下の「開催する場合の目安」に該当しない県又は指定管理者が主催するイベント等は中止又は延期し、左記以外の者が主催するイベント等は許可を行わない。

[開催する場合の目安]

- ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
- ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保

イ 上記アの「開催する場合の目安」に該当するイベント等の許可の取扱い

許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

- ① 感染防止のために必要な対策を講じること
- ② 上記①の条件を満たさない場合のほか、感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

(2) 露店等（移動販売を含む）

許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

- ① 感染防止のために必要な対策を講じること

- ② 上記①の条件を満たさない場合のほか、感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

3 感染防止対策

以下のガイドライン等を参考に、引き続き感染防止対策を徹底する。

また、不特定多数の者の利用が多い屋内施設にあつては、感染者が判明した際、他の利用者にその情報を知らせて早期の感染防止対策に繋げるため、利用者に対して別添連絡票（別添2）の作成を依頼する等、利用者情報の把握に努める。

[ガイドライン等]

- ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（別添3）」（令和2年5月15日兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付したものから一部改訂）
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID(コビッド19)の対策の徹底について」（令和2年5月6日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
- ※ スポーツ庁HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html）参照
- ※ 上記以外の各業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについては、内閣官房HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」（https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf）参照